

# 海草地域 消費生活相談窓口のご案内

クーリング・オフ

今のプロバイダー料金より  
お安くなりますよ！

電話勧誘販売

よくわからないけど  
安くなるなら…

訪問販売


ワンクリック詐欺

架空請求



本市では、平成29年4月1日から紀美野町と連携して合同の消費生活相談窓口を開設しています。

消費生活で困った時は、一人で悩まず、まずはお電話でご相談下さい。  
相談費用は無料、秘密は厳守されます。

- ◆受付時間 月～金 9:30～16:00  
※土日祝、年末年始(12/29～1/3)は休み
- ◆場 所 海草地域消費生活相談窓口  
(海南市役所4階 市民交流課内)
- ◆問い合わせ (局番なし) 188 または、  
 073-483-8777



(裏面もご覧ください)

## ◆海草地域消費生活相談窓口の役割

悪質商法による被害や商品事故の苦情などの消費生活に関する相談を受け付けています。

資格をもった消費生活相談員が、問題解決のための助言や各種情報の提供、必要に応じてあっせん（業者との交渉）を行います。

## ◆相談できること

商品やサービスに関する苦情や事業者とのトラブルなど、消費生活に関する相談や問い合わせを受け付けています。

(例)・携帯電話に身に覚えのないサイトの利用料金を請求するメールが届いた。

- ・「無料で点検する」と訪問してきた業者に高額な修理を勧められた。
- ・ネットで商品を購入し代金も支払ったが、品物が届かない。

## ◆相談するにあたって

例えば、商品の購入に関するトラブル相談であれば、購入時の状況（訪問販売で購入など）、契約日、商品名、金額、購入先、契約書などをご用意いただくとスムーズな相談につながります。

## ☆消費者被害の防止にご活用ください☆

### **出前講座**

公民館活動や地域のサロンなど、概ね10名以上の団体へ無料で専門の講師を派遣いたします。

悪質商法を防ぐ方法、最近のトラブル事例や手口の紹介、契約の基礎知識やクーリング・オフのやり方などをわかりやすくお話しいたします。

出前講座のお問い合わせ・お申し込みは…↓

海南市役所 市民交流課  483-8455 まで